

株 主 各 位

東京都板橋区上板橋3丁目1番1号

株式会社 **東武ストア**

代表取締役 宮内正敬
取締役社長

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示頂き、平成23年5月24日（火曜日）午後6時30分までに到着するよう折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年5月25日（水曜日）午前10時〔午前9時開場〕
 2. 場 所 東京都練馬区練馬1丁目17番37号
練馬文化センター 小ホール（つつじホール）
（本定時株主総会より開催場所を変更いたしましたので、末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。）
 3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第65期（平成22年3月1日から平成23年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第65期（平成22年3月1日から平成23年2月28日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役11名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tobustore.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(平成22年3月1日から
平成23年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出の回復や企業業績の改善等景気持ち直しの動きが見られたものの、雇用・所得環境は厳しく、昨年夏場からの円高の継続、国の経済対策の一部終了による反動、更に中東・北アフリカ情勢の緊迫化に伴う原油価格高騰など先行きは不透明な状況で推移いたしました。小売業界におきましても、個人消費の低迷、デフレの進行、販売競争の激化などにより非常に厳しい状況が続きました。

このような情勢のもと、当社グループにおきましては、「収益改善のため全員が真剣に業務に取り組む」、「店舗毎の戦いの実践」、「全員で汗をかいて各人の課題をやり遂げる」、「魂を入れた接客を確実に実施する」という方針のもと、平成24年度を最終年度とする「新中期経営計画“ATTACK 1000”」の目標（連結売上高1,000億円、連結経常利益30億円）達成のため、諸施策を着実に推進してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は、新設店及び改造店の寄与はあったものの、個人消費の低迷等による既存店売上高減少の影響で811億63百万円（前期比0.4%減）、営業利益は、店舗改造等による経費増のため、8億34百万円（前期比40.1%減）、経常利益は、10億67百万円（前期比34.0%減）、当期純利益は7億67百万円（前期比66.4%減）となりました。

事業別の営業状況は次のとおりです。

[小売業]

売上高 780億55百万円（前期比0.6%減）

(株式会社東武ストア)

株式会社東武ストアの主な施策は以下のとおりです。

<1> 新店の開設と既存店の改造

① 新店の開設

平成22年7月に朝霞店（埼玉県朝霞市、売場面積1,269㎡）、同年11月に馬橋店（千葉県松戸市、売場面積1,299㎡）を開設し、当社の店舗は平成23年2月28日現在で合計57店舗となりました。

② 既存店の改造

商品力と販売力の強化を図るため厨房のシースルー化、惣菜売場の拡大などを行う改造を南葛西店、豊春店、大森店、前野町店、桶川店及び大師前店の6店舗、競合店との差別化として衣料品売場の拡大を図る改造を鳩ヶ谷店で行い、売上向上に貢献いたしました。

〈2〉 売上、粗利益向上策

- ① 競合店との差別化を図るため鮮度強化に取り組んでおりますが、店舗毎の状況や商品特性に対応したお客様の求める「鮮度」を実現するため、鮮度管理や販売方法の一部見直しを行い、売上及び粗利益の向上を図りました。
- ② 本部と店舗のコミュニケーション強化を図り、店舗毎に営業利益の改善について検討する「営業幹部会議」を創設して、店舗毎にきめ細かな施策を指示するとともに、本部が徹底的に店舗支援を行い、会社方針である「店舗毎の戦い」を積極的に実践いたしました。
- ③ 「Vマーク商品」（私鉄系チェーンストア8社が共同で企画開発した商品）の拡販に継続して取り組みました。

〈3〉 顧客満足度アップのための施策

- ① 店長及びマネージャーなど店舗の全管理職を対象に、専門家による「ホスピタリティ研修」（接客徹底研修）を実施し、「魂を入れた接客」に徹底して取り組みました。
- ② 正確なレジでの精算及びレジ担当者の業務負担軽減を接客向上に繋げることなどを目的に自動釣銭機をみずほ台東店を除く全店舗に導入いたしました。

〈4〉 環境に対する取り組み

- ① キャンपी照明、冷凍食品のリーチインケース、LED照明等省エネ効果の高い設備を積極的に導入いたしました。
- ② レジ袋の削減効果を上げるため、レジ袋を辞退されたお客様に対して1回2円引きする取り組みを開始いたしました。

以上の結果、株式会社東武ストアの売上高は776億30百万円（前期比0.6%減、既存店前期比3.9%減）、営業利益8億38百万円（前期比41.2%減）と大変厳しい結果となりましたが、昨年7月に鮮度管理や販売方法の見直しを行った結果、粗利益率が大幅に改善し、上半期の売上総利益が前期比2.2%減、営業利益が前期比59.2%減に対して、下半期の売上総利益は前期比が4.1%増、営業利益は前期比19.1%減となり徐々に改善してまいりました。

（株式会社東武フーズ）

株式会社東武フーズは、当社店舗を中心にファストフード店、インスタペカーリー等を運営し、効率化を推進して、安定した利益を確保できる企業体質の強化に継続して取り組みました。

[その他]

売上高 31億7百万円（前期比4.7%増）

その他といたしましては、子会社の株式会社東武警備サポートが警備業、メンテナンス業、人材派遣業を行っているほか、当社物流センターにおける配送料収入等があります。株式会社東武警備サポートでは、「営業体制の強化による外部取引の拡大」、「教育体制の強化による資質の向上」、「管理体制の強化による増員計画の実現」の三大方針の達成に向け業務に取り組んでまいりました。

当連結会計年度における売上高の部門別内訳は次のとおりであります。

部 門	売 上 高	構 成 比	前 期 比
	百万円	%	%
小 売 業			
加工食品	31,264	38.5	+1.4
生鮮食品	29,354	36.2	+0.7
衣料品	3,182	3.9	△2.9
生活用品	2,839	3.5	△4.1
商 事	453	0.6	△11.2
専 門 店	10,961	13.5	△7.4
小 計	78,055	96.2	△0.6
そ の 他			
警 備 業 等	3,107	3.8	+4.7
合 計	81,163	100.0	△0.4

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は35億30百万円であり、その主な内訳は小売業における店舗の新設、既存店の改造などです。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては手元資金により充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、「総力戦で競合店に打ち勝ち予算を達成させる」を方針として、方針実現のために次の事項に徹底して取り組んでまいります。

- ① 全従業員が「ファイティングスピリット」で利益を稼ぎ、「気遣い」と「魂」を入れた接客を徹底して行う。
- ② 「良質スーパー」の実現に向けて、全従業員が各自の「役割」「課題」を成し遂げる努力をする。

「良質スーパー」とは、鮮度、品揃え、安心・安全な商品の提供を行う「商品力の良質化」、活気ある売場の創出、店舗内外の美化、魂を込めた接客を行う「サービス面の良質化」、値頃感のある価格、店舗の立地、競合関係によって価格訴求を行う「価格面の良質化」などをバランスよくお客様に提供することでお客様から支持され、実現されるものであります。

株式会社東武ストアの新規出店につきましては、本年3月に逆井店（千葉県柏市、売場面積1,147㎡）及び西池袋店（東京都豊島区、売場面積1,328㎡）を開設し、4月に練馬豊玉店（東京都練馬区、売場面積1,558㎡）を開設いたします。

この度の東日本大震災により被災された方々には、心よりお見舞い申し上げます。

東日本大震災により、株式会社東武ストアの佐倉石川店（千葉県佐倉市）が店舗の一部損壊により7日間休業したものの、幸い大きな被害はなく、他の店舗では速やかに営業を再開することができました。今後震災の影響が長期化し電力需要抑制策等店舗オペレーション上極めて難しい事態が予測されますが、全従業員が各自の役割を果たし総力戦で更なる業績向上を図ってまいり所存であります。

株主の皆様には、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

<1> 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	平成19年度 (第62期)	平成20年度 (第63期)	平成21年度 (第64期)	平成22年度 (第65期) 当連結会計年度
売上高(百万円)	80,956	82,456	81,524	81,163
経常利益(百万円)	2,496	2,388	1,617	1,067
当期純利益(百万円)	1,997	2,042	2,285	767
1株当たり当期純利益	28円39銭	29円04銭	32円50銭	10円95銭
総資産(百万円)	30,369	30,806	32,996	32,510
純資産(百万円)	19,830	21,002	22,695	22,517

- (注) 1. 平成22年度の当期純利益が平成21年度にくらべて減少しているのは、法人税等調整額の計上が平成21年度は△1,263百万円であったのに対し平成22年度は△20百万円であったこと等によるものです。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

<2> 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	平成19年度 (第62期)	平成20年度 (第63期)	平成21年度 (第64期)	平成22年度 (第65期) 当期
営業収益(百万円)	78,886	80,182	79,315	78,867
経常利益(百万円)	2,475	2,405	1,642	1,057
当期純利益(百万円)	1,987	2,065	2,306	748
1株当たり当期純利益	28円25銭	29円37銭	32円81銭	10円68銭
総資産(百万円)	29,991	30,396	32,555	32,001
純資産(百万円)	19,703	20,899	22,613	22,416

- (注) 1. 平成22年度の当期純利益が平成21年度にくらべて減少しているのは、法人税等調整額の計上が平成21年度は△1,248百万円であったのに対し平成22年度は1百万円であったこと等によるものです。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

〈1〉 親会社との関係

該当事項はありません。

〈2〉 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社東武警備サポート	百万円 10	% 100.0	警備業、メンテナンス業、 人材派遣業
株式会社東武フーズ	60	100.0	食品加工販売業

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び子会社2社で構成され、小売り及び小売り周辺事業を主な内容とする事業活動を展開しております。

小売業……………当社がスーパーマーケットチェーンを展開しているほか、株式会社東武フーズがファストフード店、インスタアベーカーリー等の運営を行っており、主に当社店舗内に出店しております。

その他……………株式会社東武警備サポートが、店舗、駐車場等の保全管理及び夜間店舗業務の受託等を行っており、当社店舗についても行っております。

(8) 主要な事業所

<1> 当社

① 本社 (東京都板橋区)

② 店舗 57店
常盤台店、成増店、練馬店、大師前店、下赤塚店、高島平店、西新井店、王子店、梅島店、小豆沢店、小菅店、西国分寺店、南葛西店、前野町店、西尾久店、大森店、業平店、下高井戸店 (東京都、18店)

松原店、蕨店、上福岡店、北坂戸店、白岡店、西川口店、新河岸店、みずほ台店、鶴瀬駅ビル店、蓮田店、みずほ台東店、川越店、大宮公園店、加須店、朝霞台店、土呂店、豊春店、桶川店、ふじみ野店、北大宮店、鳩ヶ谷店、蒲生店、草加中根店、草加谷塚店、新田店、大宮堀の内店、ふじみ野ナーレ店、朝霞店 (埼玉県、28店)

初石店、白井店、新柏店、鎌ヶ谷店、船橋南本町店、新船橋店、蘇我店、佐倉石川店、我孫子店、船橋法典店、馬橋店 (千葉県、11店)

③ 惣菜ショップ
池袋店、竹の塚店 (東京都、2店)

④ 物流センター (埼玉県新座市)

<2> 子会社

- ① 株式会社東武警備サポート
本社 (東京都豊島区)
埼玉営業所 (埼玉県川越市)
- ② 株式会社東武フーズ
本社 (東京都板橋区)
事業所 (東京都、埼玉県、千葉県に14事業所)

(9) 従業員の状況

<1> 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	698 名	+19 名	41.6 才	16.2 年
女 性	113	+1	27.9	7.5
合 計	811	+20	39.7	15.0

(注) 上記の従業員数には、出向者5名及びパートタイマー2,633名(1日8時間換算)は含まれておりません。

<2> 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	653 名	+19 名	41.1 才	15.7 年
女 性	112	+1	27.8	7.4
合 計	765	+20	39.2	14.5

(注) 上記の従業員数には、出向者39名及びパートタイマー1,875名(1日8時間換算)は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	150
中 央 三 井 信 託 銀 行 株 式 会 社	100
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	90

2. 会社の株式に関する事項（平成23年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 69,706,442株（うち自己株式257,815株）
- (3) 株主数 5,116名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
丸紅フーズインベストメント株式会社	21,166	30.4
東武鉄道株式会社	18,575	26.7
株式会社損害保険ジャパン	2,187	3.1
株式会社みずほコーポレート銀行	1,868	2.6
株式会社埼玉りそな銀行	1,776	2.5
東武ストア取引先持株会	1,618	2.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （中央三井アセット信託銀行再信託分・CMTB エクイティインベストメンツ株式会社信託口）	800	1.1
富国生命保険相互会社	719	1.0
東京海上日動火災保険株式会社	567	0.8
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リー ノーザン トラスト ガンジー ノン トリー ティー クライアantz	500	0.7

(注) 1. 持株比率は自己株式（257,815株）を控除して計算しております。

2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（中央三井アセット信託銀行再信託分・CMTBエクイティインベストメンツ株式会社信託口）の所有株式は、中央三井信託銀行株式会社が所有していた当社株式をその全額出資子会社であるCMTBエクイティインベストメンツ株式会社へ現物出資したものが、中央三井アセット信託銀行株式会社に信託されたうえで、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託されたものであり、議決権行使の指図権はCMTBエクイティインベストメンツ株式会社に留保されております。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成23年1月21日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法並びに会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を行うことを決議し、下記のとおり実施いたしました。

〈1〉 自己株式の取得

- | | |
|--------------|---|
| ① 取得した株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得した株式の総数 | 815,000株 |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 211,900,000円 |
| ④ 取得日 | 平成23年1月24日 |
| ⑤ 取得方法 | 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT - 3) による買付 |

〈2〉 自己株式の消却

- | | |
|---------------|------------------------------|
| ① 消却した株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 消却した株式の総数 | 815,000株 (発行済株式総数に対する割合1.1%) |
| ③ 消却後の発行済株式総数 | 69,706,442株 |
| ④ 消却日 | 平成23年2月10日 |

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成23年2月28日現在）

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職の状況
宮 内 正 敬	取締役社長（代表取締役、業務本部長）	株式会社東武警備サポート取締役 株式会社東武フーズ取締役
永 井 利 幸	常務取締役（店舗開発本部長）	
杉 生 繁	常務取締役（営業統括兼販売本部長）	
丹 羽 茂 美	常務取締役（業務本部副本部長）	
長 岡 秀 実	取 締 役（第1グループGM）	
土 金 信 彦	取 締 役（商品本部長）	
山 本 秀 昭	取 締 役（経理部長）	
戸 口 成 之	取 締 役	株式会社東武フーズ代表取締役社長
根 津 嘉 澄	取 締 役	東武鉄道株式会社代表取締役社長 日本殖産興業株式会社代表取締役社長
保 坂 直 之	取 締 役	東武鉄道株式会社代表取締役専務 東武ランドシステム株式会社代表取締役社長 東武シェアードサービス株式会社代表取締役
芝 尾 晃	取 締 役	丸紅フーズインベストメント株式会社代表取締役社長 丸 紅 株 式 会 社 食 品 流 通 部 長
丸 内 武	常勤監査役	
中 嶋 直 孝	監 査 役	東武鉄道株式会社代表取締役専務 株式会社東武カードビジネス代表取締役社長 東武シェアードサービス株式会社代表取締役
水 本 圭 昭	監 査 役	丸紅株式会社執行役員食料部門長代行兼 中国・アセアン戦略推進室長

- (注) 1. 平成22年5月27日開催の第64期定時株主総会において、丹羽茂美氏及び芝尾 晃氏が取締役に、水本圭昭氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 平成22年5月27日開催の第64期定時株主総会の終結の時をもって、取締役社長玉置富貴雄氏及び取締役笹岡 晃氏は任期満了により、監査役岡田大介氏は辞任により、それぞれ退任いたしました。
3. 平成22年5月27日開催の取締役会において、代表取締役・取締役社長に宮内正敬氏が、常務取締役に丹羽茂美氏が新たに選定され、それぞれ就任いたしました。
4. 平成22年5月27日付けで、取締役の担当につき、次の委嘱を行いました。

杉 生 繁 営業統括兼販売本部長
丹 羽 茂 美 業務本部副本部長

5. 取締役根津嘉澄氏、取締役保坂直之氏及び取締役芝尾 晃氏は社外取締役であります。
6. 監査役中嶋直孝氏及び監査役水本圭昭氏は社外監査役であります。
7. 監査役中嶋直孝氏は東武鉄道株式会社において長年にわたり経理部門で経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 平成23年3月1日付けにて、次の組織変更を行いました。

- (1) 販売本部、商品本部を統括していた営業統括を廃止し、業務本部、店舗開発本部、販売本部、商品本部の4本部制とする。
- (2) 営業統括内にあったスタッフ部門の営業企画部を商品本部内に移管する。
- (3) 店舗を店舗機能別に再編し、販売本部内の店舗を7グループから6グループに変更する。

この組織変更に伴い、取締役の担当の一部に異動があり、次のとおりとなりました。

杉 生 繁	社長付
丹 羽 茂 美	業務本部長
戸 口 成 之	販売本部長（平成23年3月1日付けで株式会社東武フーズ代表取締役・取締役社長を退任）
長 岡 秀 実	株式会社東武警備サポート出向（平成23年3月16日付けで同社代表取締役・取締役社長に就任）

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取 締 役	12名	109百万円	うち社外取締役3名0.5百万円
監 査 役	3名	15百万円	うち社外監査役2名0.3百万円
合 計	15名	124百万円	

- (注) 1. 報酬等の額には、役員賞与14百万円（取締役分13百万円、監査役分1百万円）が含まれております。
2. 報酬等の額には取締役7名、監査役1名に対する当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額25百万円が含まれております。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与と相当額33百万円は含まれておりません。
4. 上記報酬等の額のほかに、平成22年5月27日開催の第64期定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して50百万円支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

〈1〉 取締役 根津嘉澄

① 重要な兼職先と当社との関係

東武鉄道株式会社は、当社の第2位の主要株主であります。また、同社と当社との間に、一部店舗の土地、建物を賃借するなどの取引関係があります。

日本殖産興業株式会社と当社との間に、建物の賃借に係る取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会6回のうち5回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

〈2〉取締役 保坂直之

① 重要な兼職先と当社との関係

東武鉄道株式会社は、当社の第2位の主要株主であります。また、同社と当社との間に、一部店舗の土地、建物を賃借するなどの取引関係があります。

東武ランドシステム株式会社と当社との間に、建物の賃借及びリースに係る取引関係があります。

東武シェアードサービス株式会社と当社との間に、キャッシュ・マネジメント・システムに係る取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会6回のうち5回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

〈3〉取締役 芝尾 晃

① 重要な兼職先と当社との関係

丸紅フーズインベストメント株式会社は、当社の筆頭株主であり、丸紅株式会社は同社の親会社であります。

丸紅株式会社と当社との間に、商品仕入等の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

平成22年5月27日の取締役就任以降に開催された取締役会4回すべてに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

〈4〉監査役 中嶋直孝

① 重要な兼職先と当社との関係

東武鉄道株式会社は、当社の第2位の主要株主であります。また、同社と当社との間に、一部店舗の土地、建物を賃借するなどの取引関係があります。

株式会社東武カードビジネスと当社との間に、クレジット債権の譲渡等の取引関係があります。

東武シェアードサービス株式会社と当社との間に、キャッシュ・マネジメント・システムに係る取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会6回のうち5回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行い、また、監査役会5回すべてに出席し、監査に関する重要な事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。

〈5〉監査役 水本圭昭

① 重要な兼職先と当社との関係

丸紅株式会社は、当社の筆頭株主である丸紅フーズインベストメント株式会社の親会社であります。

丸紅株式会社と当社との間に、商品仕入等の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

平成22年5月27日の監査役就任以降に開催された取締役会4回のうち3回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行い、また監査役会3回のうち2回に出席し、監査に関する重要な事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（内部統制基本方針）

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備

〈1〉 コーポレート・ガバナンス

当社は、取締役会、監査役会、会計監査人の機関制度を基に引続きコーポレート・ガバナンスの充実に取り組み、透明性の高い経営、迅速な意思決定、経営監視機能の強化並びに適時適切な情報開示に努めるなど、ガバナンス体制を更に強化する。

〈2〉 コンプライアンス

コンプライアンス体制の基礎として「コンプライアンス基本方針」並びに「コンプライアンスマニュアル」を制定するとともに、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し、法令、社会規範及び社内規程類に対する遵守の重要性の徹底とその実施状況のモニタリングに努めるなど、諸施策を講ずる。

また、社内通報制度として「社長直行便」を整備し、不正に対する監視体制の強化並びに健全な職場環境の維持に努める。

更に、法律専門家からの適宜、適切な法的アドバイスを受ける体制を確保するため、弁護士事務所との顧問契約を締結する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

〈1〉 情報の保存及び管理

取締役及び社員の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）として、当社の「文書取扱規程」に基づき記録し、「文書保管基準年数一覧表」の規程に従い、相応の期間で適切かつ確実に検索性の高い状態で保存及び管理する。

〈2〉 情報の閲覧

取締役並びに監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

〈1〉 職務執行の原則

取締役は取締役会の決定により、社員は職務執行規程に基づき、それぞれの職務の遂行に必要な権限を付与されるとともに、その範囲において職務の執行に伴うリスクを管理し、結果について責任を負う。

〈2〉 稟議制度

重要財産の増減変動、通常でない費用の支出などの経営管理上の個別重要事項については、職務執行規程、決裁基準及び稟議規程に基づき、関係部との協議を経て、社長及び本部長の承認決裁を得るなど、個別リスクの管理を強化する。

〈3〉 リスク管理

取締役は、自己の担当領域について当社グループ全体のリスク管理の責任と権限を有するものとし、更に、経営に重大な影響を及ぼすリスクを組織横断的に認識し、評価、対応する体制を整備する。

また、新たなリスクへの対応が必要となった場合は、速やかに対応責任者となる者を定める。

大地震等の不測の事態が発生した場合には、「東武ストア防災規程」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめる体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

〈1〉 経営管理システム

取締役は、全社が共有する経営方針・経営計画を定め、この浸透を図り、その具現化のための業績目標を設定するとともに、実施すべき具体的な施策を決定し、効率的な業務遂行体制を構築する。

〈2〉 I Tの積極的な活用

取締役会は、I Tを積極的に活用したシステムにより定期的にこの結果をレビューし、その議論を踏まえ、各取締役は実施すべき具体的な施策及び権限の分配を含めた業務遂行体制を改善する。

〈3〉 職務権限及び責任の明確化

取締役は取締役会において担当職務を決定し、諸規程（職務分掌規程、職務執行規程、執行明細など）において取締役及び社員の役割、権限、責任を明確にし、あわせて、意思決定の社内ルールを定める。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

〈1〉 グループ運営体制

当社及び子会社全体の内部統制の構築を目指し、当社に内部統制に関する担当組織を設けるとともに、グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有、指示等が効率的に行われる体制を構築する。

経営管理については、当社への報告・決裁制度により子会社経営の管理を行うものとし、当社の常勤役員会において業務執行状況を監視する。

〈2〉 財務情報の適正性確保

当社グループは、連結財務諸表等の報告の信頼性を確保し、継続的なモニタリング体制を構築する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

〈1〉 監査役の職務の補助体制

取締役は、監査役の求めにより監査役の職務を補助する使用人として、適切な人材を当社の使用人から任命する。

〈2〉 当該使用人の人事

当該使用人の解任・任命・異動・懲戒・評価・報酬等の決定については事前に監査役の意見を求めるなど、執行からの独立性を確保するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制について

〈1〉 報告体制

取締役及び社員は、全社的に重大な影響を及ぼす事項、業務執行に関する事項、コンプライアンス、リスクマネジメントに関する事項について、監査役に報告する。

また、取締役並びに社員は、監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、誠実かつ正確に当該事項について報告する。

〈2〉 監査役の重要会議への出席

監査役は、取締役会に出席し、取締役から業務執行の状況その他重要事項の報告を受けるほか、常勤役員会その他重要会議に出席する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

〈1〉 監査室及び監査法人との連携

監査役は、監査職務の効率的な遂行にあたり、監査室及び監査法人から、監査方針、監査計画及びその結果等について意見交換を行う。

〈2〉 取締役の協力

取締役は、監査役職務の適切な遂行のため、情報の収集や交換などが円滑に行われるように協力する。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化及び将来の事業展開への備えなどを勘案しつつ、株主の皆様業績に応じた、かつ安定的な配当を継続することを基本方針としております。内部留保資金につきましては、店舗の新設、改装・改造及び情報化投資等に有効活用してまいります。

また、配当の決定につきましては、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めておりますので、当期の期末配当につきましては、平成23年4月12日開催の取締役会において1株当たり5円とすることを決議する予定であります。

(注) 以上のご報告は、次の方法により記載しております。

(1) 百万円単位の記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。

(2) 千株単位の記載株式数は千株未満切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成23年2月28日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	8,820	流動負債	5,692
現金及び預金	1,328	買掛金	2,819
預け金	3,234	短期借入金	250
売掛金	626	一年以内に返済する長期借入金	90
商品	2,072	リース債務	84
繰延税金資産	282	未払法人税等	155
その他	1,275	未払消費税	173
固定資産	23,690	賞与引当金	243
有形固定資産	14,484	役員賞与引当金	17
建物及び構築物	8,929	商品券等回収損失引当金	36
機械装置及び運搬具	8	ポイント引当金	127
器具備品	1,349	その他	1,695
土地	3,149	固定負債	4,300
リース資産	1,033	リース債務	1,009
建設仮勘定	13	退職給付引当金	2,888
無形固定資産	156	役員退職慰労引当金	115
ソフトウェア	92	その他	286
その他	64	負債合計	9,992
投資その他の資産	9,049	(純資産の部)	
投資有価証券	192	株主資本	25,915
差入保証金	2,553	資本金	9,022
差入敷金	3,690	資本剰余金	7,847
前払年金費用	782	利益剰余金	9,113
繰延税金資産	1,004	自己株式	△ 67
その他	825	評価・換算差額等	△ 3,398
資産合計	32,510	その他有価証券評価差額金	46
		土地再評価差額金	△ 3,444
		純資産合計	22,517
		負債及び純資産合計	32,510

○記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成22年3月1日から
平成23年2月28日まで)

科 目	金 額	百 万 円
売 上 高		81,163
売 上 原 価		58,541
売 上 総 利 益		22,622
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		21,787
営 業 利 益		834
営 業 外 収 益		302
受 取 利 息 及 び 配 当 金	50	
そ の 他	251	
営 業 外 費 用		69
支 払 利 息	12	
そ の 他	56	
経 常 利 益		1,067
特 別 利 益		5
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5	
特 別 損 失		209
固 定 資 産 除 却 損	119	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	33	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	25	
減 損 損 失	19	
そ の 他	11	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		863
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	116	
法 人 税 等 調 整 額	△ 20	95
当 期 純 利 益		767

○記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成22年3月1日から
平成23年2月28日まで)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式
平成22年2月28日残高	百万円 9,022	百万円 8,061	百万円 9,056	百万円 △ 61
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	△ 702	—
当期純利益	—	—	767	—
自己株式の取得	—	—	—	△ 220
自己株式の処分	—	△ 0	—	0
自己株式の消却	—	△ 214	—	214
土地再評価差額金の取崩	—	—	△ 7	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	△ 214	57	△ 5
平成23年2月28日残高	9,022	7,847	9,113	△ 67

	株 主 資 本	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 金 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	
平成22年2月28日残高	百万円 26,078	百万円 68	百万円 △ 3,451	百万円 22,695
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	△ 702	—	—	△ 702
当期純利益	767	—	—	767
自己株式の取得	△ 220	—	—	△ 220
自己株式の処分	0	—	—	0
自己株式の消却	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	△ 7	—	—	△ 7
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	△ 22	7	△ 15
連結会計年度中の変動額合計	△ 162	△ 22	7	△ 178
平成23年2月28日残高	25,915	46	△ 3,444	22,517

○記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

<連結計算書類作成のための基本となる事項に関する注記>

1. 連結の範囲に関する事項

全子会社（2社）を連結範囲に含めております。
当該子会社2社は、株式会社東武フーズ、株式会社東武警備サポートであります。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、全社平成22年12月31日であります。
連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。
ただし、平成23年1月1日から連結決算日である平成23年2月28日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産（商 品）	主に売価還元法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
〃（貯蔵品）	最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

有 価 証 券

その他有価証券

時価のあるもの	連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
---------	--

時価のないもの	移動平均法に基づく原価法
---------	--------------

デリバティブ	時価法
--------	-----

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却しております。

また、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～39年 機械装置及び運搬具 4～14年 器具備品 3～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

④投資その他の資産（その他）

均等償却しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備え、回収不能見込額を計上しております。一般債権については貸倒実績率法により、また貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法によっております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に備え、支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備え、支給見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

④商品券等回収損失引当金

一定期間経過後に収益に計上している未回収の商品券等について、将来回収された場合に発生する損失に備え、過去の回収実績に基づき損失発生見込額を計上しております。

⑤ポイント引当金

ポイントカード制度により顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備え、ポイント未使用残高に対し、使用実績率に基づき算出した将来使用されると見込まれる額を計上しております。

⑥退職給付引当金

従業員の退職給付に備え、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生の翌期より費用処理することとしております。過去勤務債務については、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を発生した期より費用処理しております。

（会計方針の変更）

当連結会計年度より「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。

これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

⑦役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備え、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

5. 重要なヘッジ会計の処理方法
将来の支払利息に係る金利変動リスクをヘッジすることを目的に金利スワップ取引を行っております。ヘッジ会計の適用対象となる金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たすものにつき、特例処理を採用しております。
6. その他連結計算書類の作成のための重要な事項
消費税及び地方消費税の会計処理については税抜方式によっております。
7. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。

<連結貸借対照表に関する注記>

1. 担保提供資産

宅地建物取引業法に基づく差入保証金	100百万円
なお、担保付債務はありません。	
2. 有形固定資産の減価償却累計額 20,776百万円
3. 土地の再評価
土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 - (1) 株式会社東武ストア

再評価の方法	・・・・・・・・ 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。	
	再評価を行った年月日	平成14年2月28日
 - (2) 株式会社東武警備サービス

再評価の方法	・・・・・・・・ 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定評価額に基づいて算出しております。	
	再評価を行った年月日	平成13年12月31日

なお、株式会社東武警備サービスが計上しておりました土地再評価差額金△1,544百万円は平成14年4月5日付けの吸収合併により株式会社東武ストアが継承しております。
 - (3) 時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △558百万円

<連結損益計算書に関する注記>

減損損失

(1) 概要

当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

用 途	種 類	場 所
保養所	建物、土地	山梨県

(2) 減損損失の認識に至った経緯

保養所については売却を予定しており、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

建物及び構築物	18百万円
土地	0百万円
計	19百万円

(4) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗を基本単位とし、店舗以外の賃貸用不動産等については、個別の物件毎にグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、取引事例等を勘案した合理的な見積りにより評価しております。

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 69,706,442株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成22年4月13日 取締役会	普通株式	702	10	平成22年2月28日	平成22年5月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成23年4月12日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①配当金の総額	347百万円
②1株当たり配当額	5円
③基 準 日	平成23年2月28日
④効力発生日	平成23年5月9日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

<金融商品に関する注記>

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は資金の効率的な活用を目的として、東武グループのCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)により運用を行っております。

デリバティブは、金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。

預け金はCMSに預け入れている資金であり、差入保証金及び差入敷金は、店舗不動産の賃貸借契約に伴い差し入れたものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

売掛金、預け金、差入保証金及び差入敷金は、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うことでリスク低減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたもので、月次毎、年次毎の資金繰計画を作成し管理しておりますが、原則的には手元流動資金の範囲内で支出を賄うこととしております。

借入金の金利変動リスクを回避する目的で、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用しております。当該取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従っております。なお、デリバティブ取引の期末残高はありません。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注2）参照）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額	
(1) 現金及び預金	1,328	1,328	—	—
(2) 売掛金	626	626	—	—
(3) 預け金	3,234	3,234	—	—
(4) 投資有価証券	187	187	—	—
(5) 差入保証金（一年以内に償還予定のものを含む）	2,854	2,697	△	156
(6) 差入敷金	90	69	△	20
資産計	8,323	8,145	△	177
(1) 買掛金	2,819	2,819	—	—
(2) 短期借入金	250	250	—	—
(3) 一年以内に返済する長期借入金	90	90	—	—
(4) リース債務（一年以内に返済予定のものを含む）	1,094	1,002	△	91
負債計	4,253	4,161	△	91

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

- (5) 差入保証金、(6) 差入敷金

これらの時価については、契約期間及び信用リスクを勘案し、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 一年以内に返済する長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) リース債務

元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	5
差入保証金	46
差入敷金	3,600

非上場株式については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(4) 投資有価証券には含めておりません。また、差入保証金及び差入敷金のうち、償還期日が確定していないものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため(5) 差入保証金及び(6) 差入敷金には含めておりません。

< 1株当たり情報に関する注記 >

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 324円23銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 10円95銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年4月7日

株式会社 東武ストア
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 高村 守 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 安藤 見 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東武ストアの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東武ストア及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第65期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年4月8日

株式会社東武ストア 監査役会

常勤監査役 丸内 武 ㊞

監査役 中嶋直孝 ㊞

監査役 水本圭昭 ㊞

(注) 監査役中嶋直孝及び監査役水本圭昭は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表 (平成23年2月28日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	8,411	流動負債	5,372
現金及び預金	1,198	買掛金	2,778
預け金	3,234	短期借入金	250
売掛金	367	一年以内に返済する長期借入金	90
商貯蔵品	2,065	リース債務	84
前払費用	25	未払法人税等	427
短期貸付金	273	未払事業所	146
未収入金	12	未払消費税	47
一年以内に償還される差入保証金	600	未払費用	146
繰延税金資産	347	預り金	807
その他	277	前受収益	137
	9	賞与引当金	39
固定資産	23,590	役員賞与引当金	235
有形固定資産	14,422	商品券等回収損失引当金	17
建物	8,592	ポイント引当金	36
構築物	290	その他	127
機械装置	8	固定負債	4,212
車両運搬具	0	リース債務	1,009
器具備品	1,334	長期預り保証金	87
土地	3,149	長期預り敷	169
リース資産	1,033	退職給付引当金	2,801
建設仮勘定	13	役員退職慰労引当金	115
無形固定資産	153	その他	29
ソフトウェア	92	負債合計	9,585
電話加入権	47	(純資産の部)	
その他	13	株主資本	25,814
投資その他の資産	9,013	資本金	9,022
投資有価証券	192	資本剰余金	7,847
関係会社株式	50	資本準備金	3,014
長期貸付金	1	その他資本剰余金	4,833
差入保証金	2,523	利益剰余金	9,012
差入敷金	3,669	その他利益剰余金	9,012
前払年金費用	782	繰越利益剰余金	9,012
繰延税金資産	968	自己株式	△ 67
その他	825	評価・換算差額等	△ 3,398
資産合計	32,001	その他有価証券評価差額金	46
		土地再評価差額金	△ 3,444
		純資産合計	22,416
		負債及び純資産合計	32,001

○記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成22年3月1日から
平成23年2月28日まで)

科 目	金 額	百 万 円	百 万 円
売 上 高			77,630
売 上 原 価			56,783
売 上 総 利 益			20,846
管 理 収 入 等			1,236
営 業 総 利 益			22,083
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			21,244
営 業 利 益			838
営 業 外 収 益			286
受 取 利 息 及 び 配 当 金	51		
そ の 他	235		
営 業 外 費 用			67
支 払 利 息	12		
そ の 他	54		
経 常 利 益			1,057
特 別 利 益			5
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5		
特 別 損 失			209
固 定 資 産 除 却 損	119		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	33		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	25		
減 損 損 失	19		
そ の 他	11		
税 引 前 当 期 純 利 益			853
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	102		
法 人 税 等 調 整 額	1		104
当 期 純 利 益			748

○記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成22年3月1日から
平成23年2月28日まで)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利益剰余金
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
	百万円	百万円	百万円	百万円
平成22年2月28日残高	9,022	3,014	5,047	8,974
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△ 702
当期純利益	—	—	—	748
自己株式の取得	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△ 0	—
自己株式の消却	—	—	△ 214	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	△ 7
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	△ 214	38
平成23年2月28日残高	9,022	3,014	4,833	9,012

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成22年2月28日残高	△ 61	25,996	68	△ 3,451	22,613
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	—	△ 702	—	—	△ 702
当期純利益	—	748	—	—	748
自己株式の取得	△ 220	△ 220	—	—	△ 220
自己株式の処分	0	0	—	—	0
自己株式の消却	214	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	△ 7	—	—	△ 7
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	△ 22	7	△ 15
事業年度中の変動額合計	△ 5	△ 181	△ 22	7	△ 196
平成23年2月28日残高	△ 67	25,814	46	△ 3,444	22,416

○記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

＜重要な会計方針に係る事項に関する注記＞

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産（商 品）	主に売価還元法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
〃 （貯蔵品）	最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
有 価 証 券	
子 会 社 株 式	移動平均法に基づく原価法
そ の 他 有 価 証 券	
時 価 の あ る も の	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時 価 の な い も の	移動平均法に基づく原価法
デ リ バ テ ィ ブ	時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却しております。また、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建 物 8～39年	構 築 物 8～20年	機 械 装 置 14年
車 両 運 搬 具 4年	器 具 備 品 3～15年	

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 投資その他の資産（その他）

均等償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備え、回収不能見込額を計上しております。
一般債権については貸倒実績率法により、また貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法によっております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備え、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備え、支給見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 商品券等回収損失引当金

一定期間経過後に収益に計上している未回収の商品券等について、将来回収された場合に発生する損失に備え、過去の回収実績に基づき損失発生見込額を計上しております。

(5) ポイント引当金

ポイントカード制度により顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備え、ポイント未使用残高に対し、使用実績率に基づき算出した将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備え、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生の翌期より費用処理することとしております。
過去勤務債務については、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を発生した期より費用処理しております。

（会計方針の変更）

当事業年度より「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。

これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

(7) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備え、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 重要なヘッジ会計の処理方法

将来の支払利息に係る金利変動リスクをヘッジすることを目的に金利スワップ取引を行っております。ヘッジ会計の適用対象となる金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たすものにつき、特例処理を採用しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理については税抜方式によっております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 担保提供資産

宅地建物取引業法に基づく差入保証金 100百万円

なお、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 20,682百万円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務	短期金銭債権	75百万円
	長期金銭債権	651百万円
	短期金銭債務	140百万円
	長期金銭債務	187百万円

4. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日 平成14年2月28日

また、平成14年4月5日に吸収合併した株式会社東武警備サービスにおいては、下記により合併前日において事業用土地の再評価を行っております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定評価額に基づいて算出しております。

・再評価を行った年月日 平成13年12月31日

なお、再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額は△558百万円であります。

<損益計算書に関する注記>

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引	売上高	12百万円
	仕入高	870百万円
(2) 営業取引以外の取引	販売費及び一般管理費	2,127百万円
		6百万円

2. 減損損失

(1) 概要

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
保養所	建物、土地	山梨県

- (2) 減損損失の認識に至った経緯
 保養所については売却を予定しており、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
- (3) 減損損失の金額
- | | | |
|--|-----|-------|
| | 建 物 | 18百万円 |
| | 土 地 | 0百万円 |
| | 計 | 19百万円 |
- (4) 資産のグルーピングの方法
 キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗を基本単位とし、店舗以外の賃貸用不動産等については、個別の物件毎にグルーピングしております。
- (5) 回収可能価額の算定方法
 回収可能価額は正味売却価額により測定しており、取引事例等を勘案した合理的な見積りにより評価しております。

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数 普通株式 257,815株

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

(流動資産)

賞与引当金	95百万円
ポイント引当金	51百万円
未払事業税	20百万円
未払事業所税	19百万円
棚卸資産評価損	11百万円
商品券等回収損失引当金	15百万円
その他	63百万円
合計	277百万円

(固定資産)

退職給付引当金	1,140百万円
役員退職慰労引当金	47百万円
投資有価証券評価損	745百万円
土地再評価差額金	1,401百万円
減損損失	245百万円
その他	55百万円
小計	3,635百万円
評価性引当額	△ 2,347百万円
繰延税金負債との相殺額	△ 319百万円
合計	968百万円
繰延税金資産合計	1,245百万円

繰延税金負債

(固定負債)

其他有価証券評価差額金	△	1百万円
前払年金費用	△	318百万円
小計	△	319百万円
繰延税金資産との相殺額		319百万円
繰延税金負債合計		—百万円
差引：繰延税金資産純額		1,245百万円

<リースにより使用する固定資産に関する注記>

貸借対照表に計上した固定資産のほか、建物、入金機、発注端末機等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

<関連当事者との取引に関する注記>

親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	東武鉄道株式会社	26.9%	役員兼任店舗の賃借	差入保証金の償還	14	一年以内に償還される差入保証金	19
						差入保証金	225
				差入敷金の償還	1	差入敷金	424
その他の関係会社の子会社	東武シェアードサービス株式会社	—	役員兼任資金の預入	資金の預入 預け金利息の受取	5,517 26	預け金	3,234

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 店舗建物及び土地の賃借に係る差入保証金及び差入敷金の金額については、近隣の取引実勢に基づいて、契約により決定しております。また、差入保証金については、契約に基づき一定期間据え置き後、主に毎年均等額の償還を受けております。
2. 預け金につきましては、東武グループ内の資金の効率化を図ることを目的としたCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を利用しており、取引金額は期中平均残高を記載しております。
預け金利息につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
担保は受け入れておりません。

<1株当たり情報に関する注記>

1. 1株当たり純資産額 322円78銭
2. 1株当たり当期純利益 10円68銭

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年4月7日

株式会社 東武ストア
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 高 村 守 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 安 藤 見 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東武ストアの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から営業状況の報告を聴取するほか、必要に応じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年4月8日

株式会社東武ストア 監査役会

常勤監査役	丸内	武	印
監査役	中嶋	直孝	印
監査役	水本	圭昭	印

(注) 監査役中嶋直孝及び監査役水本圭昭は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また独立性が高く有能な人材を迎えられるよう、変更案第28条（取締役の責任免除）及び変更案第37条（監査役の責任免除）に関する規定を新設するものであります。なお、変更案第28条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。また、これに伴い、現行定款第28条から第35条までの条数を各1条ずつ繰り下げ、現行定款第36条以降の条数を各2条ずつ繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 (新 設)	第4章 取締役及び取締役会 <u>(取締役の責任免除)</u>
	<u>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
	<u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u>
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
第28条 └ 第35条 (条文省略)	第29条 └ (現行どおり) 第36条

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(監査役の責任免除)
	第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
	2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u>
第6章 計 算	第6章 計 算
第36条 ） （条 文 省 略）	第38条 ） （現 行 ど お り）
第39条	第41条

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の再選と新たに3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 株式の数	当社との 特 別 の 利 害 関 係
1	宮 内 正 敬 (昭和23年10月27日生)	昭和47年4月 丸紅株式会社入社 平成9年4月 同社経営企画部副部長 平成10年4月 同社事業企画部副部長 平成12年4月 同社リスクマネジメント総括部副部長 同 年10月 株式会社ナックスナカムラ出向 平成15年5月 当社取締役業務本部副本部長 平成16年5月 当社常務取締役業務本部長 平成19年3月 株式会社東武フーズ取締役社長 平成20年5月 当社専務取締役業務本部長 平成22年5月 当社取締役社長（代表取締役） 業務本部長 平成23年3月 当社取締役社長（代表取締役）、 現在に至る	45,000株	な し

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社 株式の数	当社との 特別の 利害関係
2	永井利幸 (昭和25年4月11日生)	昭和50年4月 当社入社 平成4年9月 当社加工食品部長 平成10年2月 当社桶川店長 平成12年6月 当社生鮮・加工食品統括ゼネラルマネージャー 平成13年5月 当社取締役商品本部長兼加工食品・日用雑貨部長 平成14年3月 当社取締役西支社長 平成15年9月 当社取締役第2支社長 平成16年5月 当社常務取締役店舗開発本部副本部長兼商品本部副本部長 平成18年5月 当社常務取締役店舗開発本部副本部長 平成20年4月 当社常務取締役店舗開発本部長、現在に至る	16,100株	なし
3	丹羽茂美 (昭和30年9月21日生)	昭和54年4月 丸紅株式会社入社 平成14年4月 同社食品流通部長 平成16年4月 同社水産部長 平成20年4月 同社食料部門長補佐 平成21年4月 同社食料部門長代行 平成22年4月 当社顧問 同年5月 当社常務取締役業務本部副本部長 平成23年3月 当社常務取締役業務本部長、現在に至る 重要な兼職の状況 株式会社東武警備サポート取締役 株式会社東武フーズ取締役	10,000株	後記 (注)1.2. 参照

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 株式の数	当社との 特別の 利害関係
4	戸 口 成 之 (昭和29年11月4日生)	昭和52年4月 当社入社 平成13年3月 当社地区事業部部长 平成14年3月 当社中央支社営業部長 同 年7月 当社北支社営業部長 平成15年5月 当社店舗運営部部长 平成16年3月 当社第3支社長 平成18年3月 当社第4グループGM 平成19年3月 株式会社東武フーズ専務取締役 平成21年5月 同社取締役社長 同 年5月 当社取締役 平成23年3月 当社取締役販売本部長、現在に至る	17,000株	な し
5	土 金 信 彦 (昭和30年4月26日生)	昭和54年4月 当社入社 平成13年3月 当社日配食品部長 平成15年3月 当社惣菜部長 平成21年2月 当社商品本部長 同 年5月 当社取締役商品本部長、現在に至る	17,500株	な し
6	山 本 秀 昭 (昭和29年9月15日生)	昭和53年4月 当社入社 平成12年7月 当社経理部ゼネラルマネージャー 平成13年8月 当社営業活性化推進室部長 平成14年11月 当社業務部経理担当部長 平成15年4月 当社経理部長 平成21年5月 当社取締役経理部長、現在に至る	24,000株	な し
7	根 津 嘉 澄 (昭和26年10月26日生)	昭和49年4月 東武鉄道株式会社入社 平成2年6月 同社取締役 平成3年4月 同社常務取締役 平成5年6月 同社専務取締役 平成6年5月 当社監査役 平成7年6月 東武鉄道株式会社取締役副社長 平成9年5月 当社取締役、現在に至る 平成11年6月 東武鉄道株式会社取締役社長、現在に至る 重要な兼職の状況 東武鉄道株式会社代表取締役社長 日本殖産興業株式会社代表取締役社長	62,000株	後 記 (注)3. 4. 参 照

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
8	保坂直之 (昭和16年3月20日生)	昭和39年4月 東武鉄道株式会社入社 平成2年4月 同社鉄道事業本部営業部長 平成5年7月 同社関連事業室長 平成9年6月 同社取締役関連事業室長 平成13年4月 同社取締役グループ事業部長 同年6月 同社常務取締役グループ事業部長 平成14年4月 同社常務取締役 同年5月 当社監査役 平成19年6月 東武鉄道株式会社専務取締役、 現在に至る 平成20年5月 当社取締役、現在に至る 重要な兼職の状況 東武鉄道株式会社代表取締役専務 東武ランドシステム株式会社代表取締役社長 東武シェアードサービス株式会社代表取締役	0株	後記 (注)3.5.6. 参照
9	榛沢雅己 (昭和29年11月10日生)	昭和54年4月 当社入社 平成13年2月 当社水産・畜産部長 平成15年4月 当社水産部長 平成22年3月 当社第6グループGM 平成23年3月 当社販売本部副本部長兼第1グループGM、現在に至る	10,000株	なし
10	小川長治 (昭和29年12月15日生)	昭和52年4月 当社入社 平成18年3月 当社第3グループGM 平成22年3月 当社第5グループGM 平成23年3月 株式会社東武フーズ取締役社長、 現在に至る 重要な兼職の状況 株式会社東武フーズ代表取締役社長	10,000株	後記 (注)2. 参照
11	大浦理 (昭和37年7月11日生)	昭和60年4月 丸紅株式会社入社 平成19年4月 同社流通企画部副部長 平成20年4月 同社飲料原料部副部長 平成22年4月 同社食品流通部副部長兼ダイエー 事業室副室長 平成23年4月 同社流通企画部長、現在に至る	0株	なし

- (注) 1. 当社は、株式会社東武警備サポートとの間に、店舗、駐車場の保安全管理及び夜間店舗業務を委託するなどの取引関係があります。
2. 当社は、株式会社東武フーズとの間に、商品仕入等の取引関係があります。
3. 当社は、東武鉄道株式会社との間に、一部店舗の土地、建物を賃借するなどの取引関係があります。
4. 当社は、日本殖産興業株式会社との間に、建物の賃借に係る取引関係があります。
5. 当社は、東武ランドシステム株式会社との間に、建物の賃借及びリースに係る取引関係があります。
6. 当社は、東武シェアードサービス株式会社との間に、キャッシュ・マネジメント・システムに係る取引関係があります。
7. 根津嘉澄氏、保坂直之氏及び大浦 理氏は社外取締役候補者であります。
8. 社外取締役候補者の選任理由等について
- (1) 根津嘉澄氏につきましては、当社の主要株主である東武鉄道株式会社の代表取締役社長であり、経営者としての経験及び幅広い見識から当社取締役会に対し有益なアドバイスを頂けるものと判断し、また、大株主の立場から当社の経営に対する確かな助言を頂けるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- なお、同氏が社外監査役を兼務している富国生命保険相互会社では、保険金・給付金の支払い漏れを発生させたことに伴い、平成20年7月3日に金融庁より保険業法第132条第1項の規定に基づく業務改善命令を受けました。本事実の発生後、同氏は経営管理態勢、内部監査態勢及び保険金等支払管理態勢の改善・強化に関する社内報告を受け、再発防止の実効性について確認を行う等、その職責を果たしております。
- (2) 保坂直之氏につきましては、当社の主要株主である東武鉄道株式会社の代表取締役専務であり、同氏の経歴・経験から当社取締役会に対し有益なアドバイスを頂けるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- (3) 大浦 理氏につきましては、当社の筆頭株主である丸紅フーズインベストメント株式会社の親会社である丸紅株式会社の流通企画部長であり、同氏の経歴・経験から当社取締役会に対し有益なアドバイスを頂けるものと判断し、選任をお願いするものであります。
9. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
- (1) 根津嘉澄氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって14年となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は17年となります。
- (2) 保坂直之氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は9年となります。
10. 第1号議案及び本議案が原案どおり承認可決された場合には、当社は根津嘉澄氏、保坂直之氏及び大浦 理氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで社外役員の責任を限定する契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役水本圭昭氏は、本總會終結の時をもって辞任されますので、田島 真氏をその補欠として、また、監査体制の一層の充実を図るため、監査役1名を増員することとし、小島亜希子氏を新たな監査役としてそれぞれ選任をお願いいたします。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、補欠選任されます田島 真氏の任期は、当社定款の規定により、退任監査役の残任期間となります。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社 株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	田島 真 (昭和32年5月12日生)	昭和56年4月 丸紅株式会社入社 平成16年4月 同社食品流通部長 平成19年4月 同社食料部門長補佐 平成20年2月 株式会社ナックスナカムラ 取締役社長 平成23年4月 丸紅株式会社執行役員食品 部門長代行、現在に至る	0株	なし
2	小島 亜希子 (昭和47年9月24日生)	平成14年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 同 年10月 阿部・井窪・片山法律事務所入所、現在に至る	0株	なし

- (注) 1. 田島 真氏及び小島亜希子氏は社外監査役候補者であります。
2. 社外監査役候補者の選任理由について
田島 真氏につきましては、同氏の丸紅株式会社での経歴・経験から当社の経営執行の適法性について客観的な監査を行って頂けるものと判断し、選任をお願いするものであります。
小島亜希子氏につきましては、弁護士として幅広い知識と経験を有しており、企業経営に直接携わったことはありませんが、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。
3. 第1号議案及び本議案が原案どおり承認可決された場合には、当社は田島 真氏及び小島亜希子氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで社外役員の責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は小島亜希子氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって取締役を退任される杉生 繁、長岡秀実の両氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは取締役会にご一任願いたいと存じます。

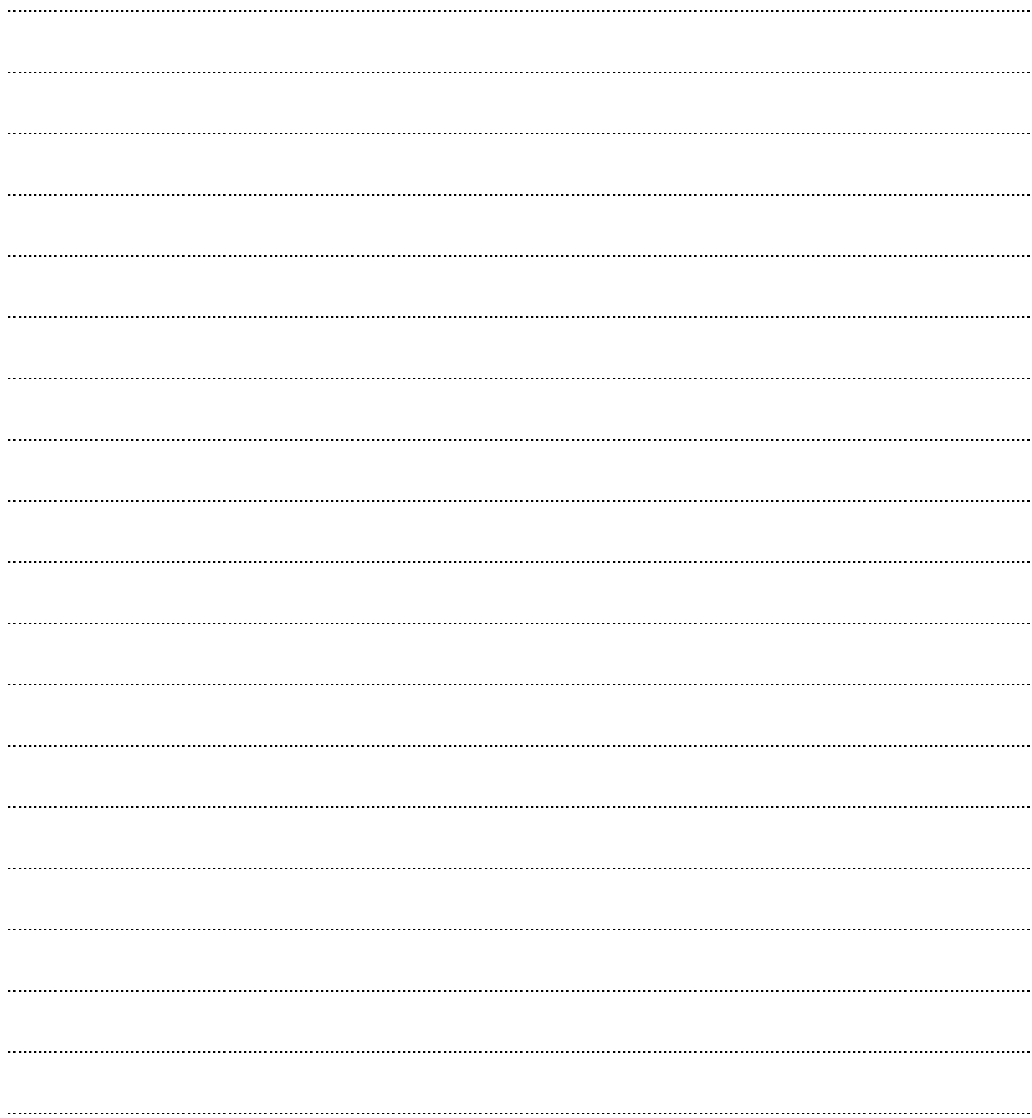
退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
杉 生 繁	平成17年5月 当社取締役 平成21年5月 当社常務取締役、現在に至る
長 岡 秀 実	平成16年5月 当社取締役、現在に至る

以 上

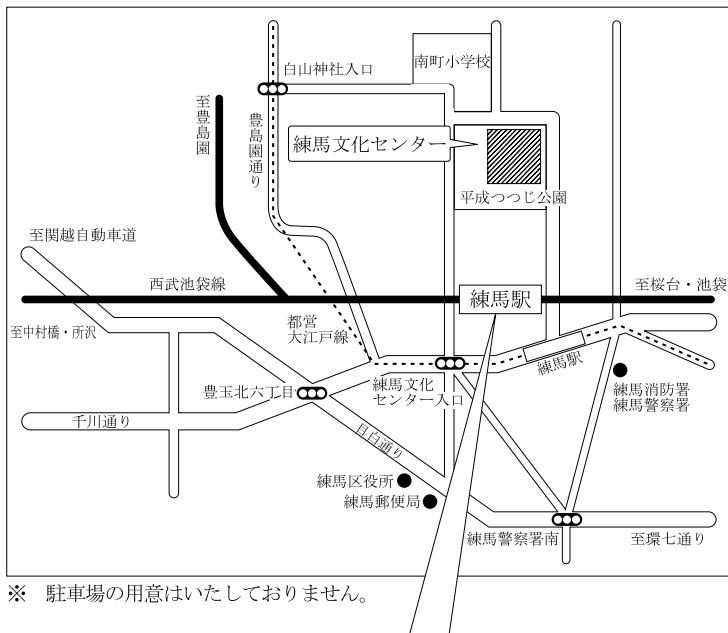
メモ欄

A series of horizontal dotted lines for writing notes.



株主総会会場ご案内図

東京都練馬区練馬1丁目17番37号
 練馬文化センター 小ホール（つつじホール）
 TEL 03(3993)3311



※ 駐車場の用意はいたしていません。

西武池袋線、西武有楽町線、
 都営地下鉄大江戸線
 練馬駅北口より徒歩1分

※練馬駅北口（2階）からペDESTリアンデッキ、
 平成つつじ公園を抜け北へ徒歩1分。

